

令和4年8月19日
課名 土木建築局道路企画課
担当者 課長 秋本
内線 3890
課名 環境県民局県民活動課
担当者 課長 中村
内線 2739

広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）パブリックコメントの実施結果について

1 要旨・目的

広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例案について、パブリックコメントを実施したので、その結果を報告する。

なお、パブリックコメントの結果による条文の記載変更はない。

2 現状・背景

県民が安心して暮らし、活力ある地域社会の実現に向け、自転車の活用の推進や安全で適正な利用促進を総合的に図るため、広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例の制定を目指して検討を進めている。

3 概要

(1) 対象者

県民等

(2) 事業内容（実施内容）

ア パブリックコメント概要

実施期間：令和4年7月4日（月）から令和4年8月2日（火）

提出人数：3人（8件）

公表資料：広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）素案

イ 主な意見

- ・ 賠償責任保険は多岐にわたり、フードデリバリーなどの業務遂行中の事故は、個人賠償責任保険では適用されないことに注意が必要である。
- ・ 自転車保険損害賠償保険等への加入について、罰則規定を設けるべきである。
- ・ 自転車の危険運転や放置自転車が多く見られるため、条例に並行して、対策を検討してほしい。

※ 詳細については、別紙のとおり。

(3) スケジュール

8月下旬 第3回検討委員会

9月 議会上程

(4) 予算（国庫・単県）

—

(5) 今後の対応

パブリックコメントの結果や第2回検討委員会の意見を踏まえ、第3回検討委員会を開催することとしており、適宜、議会へ報告を行いながら、9月議会上程に向けて事務を進めていく。

広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する 条例（仮称）パブリックコメントの実施結果

1 実施期間・提出人数等

【実施期間】令和4年7月4日（月）から令和4年8月2日（火）

【提出人数・提出方法】3人・電子メール

2 意見の内容と県の考え方・対応

No.	意見の内容	県の考え方・対応
1	賠償責任保険は、個人賠償責任保険が一般的であるが、賠償責任保険は多岐にわたり、フードデリバリーなどの業務遂行中の賠償責任保険は、個人賠償責任保険では適用できないことに注意が必要である。	ご意見のとおり、保険の対象範囲は、多種多様であることから、対象に応じた広報啓発を行っていくことを検討しております。
2	自転者利用者は、自転車損害賠償保険等に加入しなければならないと規定されていますが、この実効性を確保する方法として罰則規定を設ける方法があります。罰則規定を、今後設ける予定はありますか。罰則規定を設ける予定がない場合には、その理由の説明をお願いします。 【13条（自転車損害賠償保険等への加入等）】	自転車には、自動車のような登録制度がありません。そのため、自転車の保険加入状況をすぐに確認できないことから、当面、まずは自転車損害賠償責任保険等への加入促進に向けた利用者等の意識向上が重要であると考えております。
3	自転者小売業者は、自転車を販売する時には、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努めるものとされていますが、確認することに改めます。また、整備あるいは修理時においても確認するよう追加します。 【14条（自転車損害賠償保険等への加入の確認等）】	自転車損害賠償保険等の加入の確認については、自転車小売業者に協力を得るもので、現時点では、義務化を規定しないこととしております。 なお、整備及び修理時においての自転車損害賠償保険等の確認は重要であると考えておりますので、自転車損害賠償保険等の確認及び情報提供をしてもらえるよう県としても協力をお願いしていきたいと考えております。
4	学校の長は、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めるとされていますが、自転車通学者に対しては、自転車損害賠償保険等に加入しているかどうかを確認することし、確認できない場合には、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供	学校については、自転車損害賠償保険等への加入の義務化の実効性を確保するため、自転車を利用する児童、生徒、保護者への情報提供に努めもらうこととしており、現時点では、自転車損害賠償保険等の加入の確認を規定しないこととしております。

	<p>を行い、指導するよう努めるものとするに改める。</p> <p>【15条（自転車損害賠償保険等に関する情報の提供等）】</p>	<p>なお、自転車通学者に対しては、自転車損害賠償保険等に加入しているかどうかを確認することが重要であると考えておりますので、自転車損害賠償保険等の確認をしてもらえるよう県としても協力をお願いしていきたいと考えております。</p>
5	<p>「11号の2に規定する」ではなく、「11の2に規定する」ではないかと思われたが、読み方としてはこれでよいか。</p> <p>【第2条（定義）】</p>	<p>道路交通法では、「第2条第1項第11号の2」と規定されており、素案のとおり「11号の2」が正しい表記となります。</p>
6	<p>事業者が教育したとして、自転車使用者が無謀運転すれば全く意味がない。</p> <p>安全教育がなくとも、常識人ならば、無謀な乗り方はしない。</p> <p>条例といつても実態として軽く取られる可能性があり、よほどでなければ、道交法での規制、罰則同様でなければ遵守は見込めず、危険運転は横行する。</p> <p>考えられない速度で公道を走るスポーツタイプの自転車の公道走行を認めることができない間違ではないか。</p> <p>また、自転車も自動車も両耳にイヤホンして運転するという危険極まりないとんでもない行為が横行している。</p> <p>更に、車道、歩道での自転車走行速度を設定・規制する必要がある。</p> <p>原動機付き自転車で30km/hであるが、自転車は車道の規制速度、例えば40km/h、50km/hよりも速く走っている。これでは衝突すれば死亡事故につながることは明らかであり、それらを容認しているということになる。</p>	<p>道路交通法で定められている自転車の交通ルールの遵守等については、これまで周知を図るための広報啓発活動を行ってきたところがありますが、ご意見のとおり、一部の自転車利用者には理解されていない現状があります。</p> <p>県としては、引き続き、自転車の安全で適正な利用について、関係機関・団体等と連携しながら、各種イベントや街頭キャンペーン、交通安全講習等、様々な機会を通じて、しっかりと広報啓発を行ってまいります。</p>
7	<p>放置自転車が多いため、この対策を含めたものでなければならない。</p> <p>各自転車に所有者が判明するようチップを製造過程で埋め込み責任ある所有をさせる必要があり、その点についても踏み込んでほしい。</p>	<p>放置自転車対策については、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づき推進されているところです。</p> <p>引き続き、国や地方公共団体をはじめ関係機関・団体等が連携して自転車の適正な利用について、広報啓発を図ってまいります。</p>

8	<p>この条例を県として成立させることは大変すばらしいことです。</p> <p>しかし、危険な自転車運転や自動車でのペット抱き運転も取締り権限のある交通管理者が先頭になって対策をお願いしたい。</p> <p>今回の条例としての提言は、救済からすればよい方向性であり、画期的なことで喜ばしいことで賛成です。</p> <p>しかしながら、目的が少し違うようなので、残念ながら事故防止、事故の減少にはつながるとは思えない、つながりにくいため、乗り方、運転方法に踏み込んで、安全のためには本来、交通管理者が本気になって規制・取締り・『そもそも高速自転車の徹底排除』が望まれます。</p> <p>道交法のとおりに走り、ブレーキかけて数メートル以内に停止できる速度であれば、大きな事故もそんなに発生しないはずです。</p>	<p>県としては、引き続き、自転車の安全で適正な利用について、関係機関・団体等と連携しながら、各種イベントや街頭キャンペーン、交通安全講習等、様々な機会を通じて、しっかりと広報啓発を行ってまいります。</p> <p>なお、ご意見については、交通管理者へも情報提供させていただきます。</p>
---	---	---